

# ～ 監督署からのお知らせ ～



奈良労働局 大淀労働基準監督署

最低賃金特設サイト

**奈良県最低賃金が改正されました！！**



## (1) 奈良県最低賃金の金額

時間額 866円  
(令和3年10月1日)

30円UP

時間額 **896円**

(令和4年10月1日発効)

最低賃金は、

- ・ 事業者の規模、業種、経営形態（株式会社、個人経営など）
- ・ 労働者の年齢、性別、雇用形態（正社員、アルバイト、パートなど）、職種、学生（高校生を含む）であるか否か、国籍（外国人労働者）

に関係なく、**必ず支払わなければならない金額**です。

### 【参考】令和4年度 奈良県特定（産業別）最低賃金の状況

| 特定（産業別）最低賃金の名称   | 金額  |
|--|---|
| 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金                              | 時間額 905円（金額改正なし）                                |
| 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 | 時間額 896円<br>(令和4年10月1日から奈良県最低賃金・時間額896円が適用されます) |
| 奈良県自動車小売業最低賃金  |   |
| 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金  | 日額 6,527円（平成元年1月25日発効）                          |

奈良県最低賃金と特定最低賃金の違いなど詳しくは大淀労働基準監督署（電話0747-52-0261）まで

## (2) 厚生労働省による中小企業への支援策

### 相談窓口

奈良労働局では、「**奈良働き方改革推進支援センター**」を設け、事業者の皆様が安心してご相談できる窓口を設けております（**費用は無料**です）。ご相談内容は、行政機関を含め外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。



社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家が対応します

**奈良働き方改革推進支援センター**

相談受付 **2022.4/1** 金 → **2023.3/31** 金

開設時間 平日 9:00-18:00(12/29～1/3を除く) 駐車場(会館西側に3台)

場所 奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館2階)

まずはフリーダイヤルへお電話を

**0120-414-811**

hatarakikata@nara-sr.com

(来所・メールによるご相談もどうぞ)

FAX.0742-23-3918



令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 (受託: 奈良県社会保険労務士会)

# 助成金「業務改善助成金」

厚生労働省のホームページには、動画による説明もあるよ！



## 概要及び問合せ先

業務改善助成金とは、生産性の向上、労働能率の増進のために、設備・システムやコンサルティングの導入などを行い、これを担保に、事業場内の最も低い賃金を引き上げた場合に、設備等の導入に要した費用の一部を助成する制度のことで、

業務改善助成金には、「通常コース」と「特例コース」があります。

### 【通常コース】



### 【特例コース】



対象となる事業場は、次の**2つの要件**を満たす必要があります。

ア 奈良県最低賃金と申請事業場の事業場内最低賃金（パート・アルバイトを含め、事業場内の最も低い賃金額のこと）との**差額が30円以内**

イ 事業場の規模がパート・アルバイト等の非正規雇用労働者を含め**100人以下**

事業場内最低賃金の対象となる労働者は、雇い入れから**3か月以上の雇用実績**が必要です。

また、事業場の規模が10人以上の場合は、**就業規則（賃金規則）**に事業場内最低賃金に関する内容を規定する必要があります。

助成金の金額、要件、申請書類、対象となる設備等を詳しく紹介したパンフレットや交付要綱、交付要領、Q & Aなどは、ホームページにてご確認ください。

〔問合せ先〕

パンフレット、交付要項等を一読してから問い合わせると分かりやすいですよ！

**業務改善助成金コールセンター 0120-366-440**

電話は、月曜から金曜までの平日の8時30分～17時15分の間をお願いします

〔実際の申請先〕奈良労働局 雇用環境・均等室 0742-32-0210

## ポイント（詳細は、必ず交付要綱、交付要領等を確認してください）

### 【助成金の交付申請】

作業を効率化（生産性アップ）する設備・システムの導入の「**実施計画**」を立て、**事前に**、奈良労働局長（窓口は雇用環境・均等室。以下同じ）あて申請し、**承認を得る**

### 【設備導入等の実行】

労働局長の承認を得た**後に**、「**実施計画**」に基づき、設備・システム等を導入し、あわせて**事業場内で最も賃金が低い労働者の賃金を引き上げる**  
（ただし、「特例コース」の場合は、**申請日までに**賃金を引き上げておく必要があります）

### 【助成金の実績報告】

設備・システム等の**導入結果**、賃金の**引上げ実績**を労働局長あて報告する

### 【助成金の支払請求】

実績報告を踏まえて労働局長から通知があるので、これを受けた**後に**、設備・システム等の導入に要した費用に対する助成金を請求する

### 【賃金状況報告】

「**状況報告**」を提出する

# 安全衛生（労働災害防止）に関するお知らせ

中央労働災害防止協会  
「全国労働衛生週間」

## （１）全国労働衛生週間の開催

10月1日から同7日までの期間、全国労働衛生週間が開催されます（9月1日から同30日までの期間は、その準備期間です）。



スローガン

**あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場**



全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

## （２）メンタルヘルス対策（職場における心の健康づくり）

職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、また、メンタルヘルス上の理由により過去1年間に連続1か月以上休業した労働者の割合は0.4%となっており、事業所規模が大きくなるほどその割合は高くなっています（ ）。

「こころの耳」



**過度のストレスは、働く人のメンタルヘルスに悪影響を及ぼすだけでなく、生産性を低下させたり、労働災害を引き起こしたりする危険性があり、職場におけるメンタルヘルス対策は大きな課題となっています。**

独立行政法人労働者健康安全機構『改訂 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き』（2020年版）より

**「ストレスチェック」を実施しましょう！（50人以上の事業場では義務です）**

メンタルヘルス対策では、一次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）、二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療）、三次予防（メンタルヘルス不調者の職場復帰支援）を総合的に進める必要があります。

そこで、まずは一次予防であるストレスチェックの実施から始めましょう！

ア ストレスチェックでは、高ストレス者は医師の面接指導を受けることができますが、**労働者に対する不利益な取扱い**は禁止されています。

イ ストレスチェックでは、**集団分析を実施**しましょう。

ウ **50人未満の事業場**であっても、**ストレスチェックの実施**に努めましょう。



荷主（荷物の発注者、荷物の配送先）の皆様へ

## トラック運転者の長時間労働の改善へのご理解・ご協力を！

### 厚生労働省の取組

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善（過労運転の防止等）に向けて、労務管理の改善や、**荷主**（荷物の発注者、荷物の配送先）と**運送事業者**の協力による作業環境の改善等を図るために、

「**トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター**」を令和4年8月から開設しています。

特別相談センターでは、**荷主**企業からの作業環境改善に関する相談や、**運送事業者**からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を**無料**で実施します。

特別相談センター



### 厚生労働省が取り組む背景 ～ トラック運転者の状況 ～

トラック運転者の長時間労働による過労運転の結果、一般の乗用車や歩行者を巻き込んだ交通事故を引き起こすケースもあり、また、トラック運転手の人手不足は、昨今深刻な状況にあります。これらを解決するためには、荷主の皆様とトラック運送事業者の皆様が協力することにより、トラック運転者を取り巻く作業環境の改善を図る必要があります。

### トラック事業者に対する労働時間の規制について

**荷主**の皆様は、トラック運送事業者に対する**労働時間規制**をご理解いただき、トラック運転者の長時間労働による過労運転の防止にご協力をお願いします。

トラック運転者に対する時間外労働・休日労働の上限時間の規制が、令和6年4月1日から厳しくなります。

過労運転を防止するため、トラック運送事業者に対しては、労働基準法とは別に、告示「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**」（「**改善基準**」といいます）による規制が存在します（ ）。

令和6年4月から改正される予定であり、現在は厚生労働省の専門委員会にて検討中です。

特別相談センター  
（荷主向け）



#### 【 改善基準の概要 】

**拘束時間**（始業から終業までの時間をいい、具体的には、日常点検・乗務前点呼、荷物の積込み・積降し、運転時間、休憩時間（仮眠時間を含む）、事務処理時間、時間外労働時間などが拘束時間に入ります。）

1日 原則13時間以内

最大16時間以内（15時間超えは1週間2回以内）

**休息時間**（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

継続8時間以上

**運転時間**

2日（始業から起算して48時間以内）平均で、1日あたり9時間以内

**連続運転時間**（連続して運転できる時間）

4時間以内

ほか

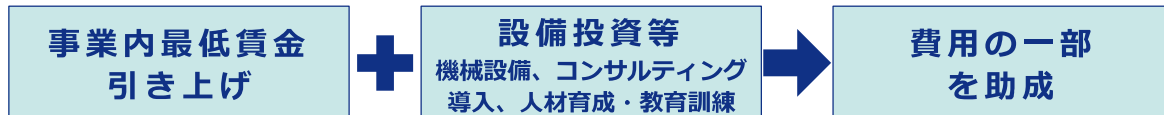
改善基準



# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

|                        |   |
|------------------------|---|
| (a) 特例対象事業者の追加         | 「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により <b>利益率*</b> が前年同月に比べ <b>3%ポイント以上低下</b> した事業者」を特例の対象事業者に追加します。<br><small>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</small> |
| (b) 売高等が減少している事業者の要件緩和 | 「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。<br>・ 売り上げ減少幅 : 「30%」 → 「 <b>15%</b> 」<br>・ 売高等の比較対象期間 : 「2年前まで」 → 「 <b>3年前まで</b> 」  |
| (c) 助成上限区分の緩和          | (a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 <b>10人以上の助成上限額区分</b> を利用できます。   |
| (d) 助成対象経費の要件緩和        | 特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。<br>「定員11人以上」 → 「 <b>定員7人以上又は車両本体価格200万円以下</b> 」   |

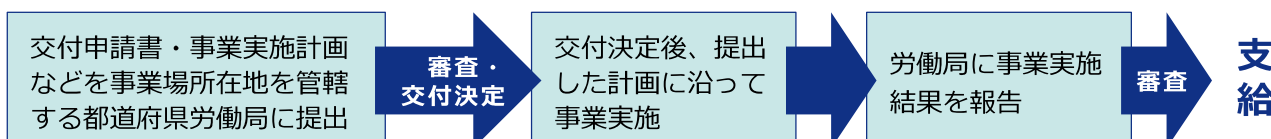
### 2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

| 事業場内最低賃金 | 助成率 | 生産性*要件を満たした事業者の助成率 | 事業場内最低賃金         | 助成率  | 生産性*要件を満たした事業者の助成率 |
|----------|-----|--------------------|------------------|------|--------------------|
| 900円以上   | 3/4 | 4/5                | 920円以上           | 3/4  | 4/5                |
| 900円未満   | 4/5 | 9/10               | 870円以上<br>920円未満 | 4/5  | 9/10               |
|          |     |                    | 870円未満           | 9/10 |                    |

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

## 助成金支給までの流れ



## 各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

| コース区分  | 引き上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場  |
|--------|-------|-----------|-------|--|
| 30円コース | 30円以上 | 1人        | 30万円  | 以下の要件を両方満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内<br>・事業場規模100人以下 |
|        |       | 2～3人      | 50万円  |  |
|        |       | 4～6人      | 70万円  |  |
|        |       | 7人以上      | 100万円 |  |
|        |       | 10人以上※    | 120万円 |  |
| 45円コース | 45円以上 | 1人        | 45万円  |  |
|        |       | 2～3人      | 70万円  |  |
|        |       | 4～6人      | 100万円 |  |
|        |       | 7人以上      | 150万円 |  |
|        |       | 10人以上※    | 180万円 |  |
| 60円コース | 60円以上 | 1人        | 60万円  |  |
|        |       | 2～3人      | 90万円  |  |
|        |       | 4～6人      | 150万円 |  |
|        |       | 7人以上      | 230万円 |  |
|        |       | 10人以上※    | 300万円 |  |
| 90円コース | 90円以上 | 1人        | 90万円  |  |
|        |       | 2～3人      | 150万円 |  |
|        |       | 4～6人      | 270万円 |  |
|        |       | 7人以上      | 450万円 |  |
|        |       | 10人以上※    | 600万円 |  |

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

### 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索ページ

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

## 対象期間延長とともに

## 「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

### 拡充のポイント

#### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

|         | 変更前                         | 変更後                                |
|---------|-----------------------------|------------------------------------|
| 申請期限    | 令和4年7月29日まで                 | <b>令和5年1月31日まで</b>                 |
| 賃上げ対象期間 | 令和3年7月16日から<br>令和3年12月31日まで | 令和3年7月16日から<br><b>令和4年12月31日まで</b> |

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

#### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

| 助成対象事業者の追加     | 「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により <b>利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者</b> 」を追加します。<br>※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率） |
|----------------|--|
| 売上高等の比較対象期間見直し | 売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。<br>見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】<br>見直し後：令和3年4月から【 <b>令和4年12月まで</b> 】<br>※比較対象期間を2年前まで→ <b>3年前まで</b> に変更           |
| 助成率の引き上げ       | 【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。   |

### 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

### 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

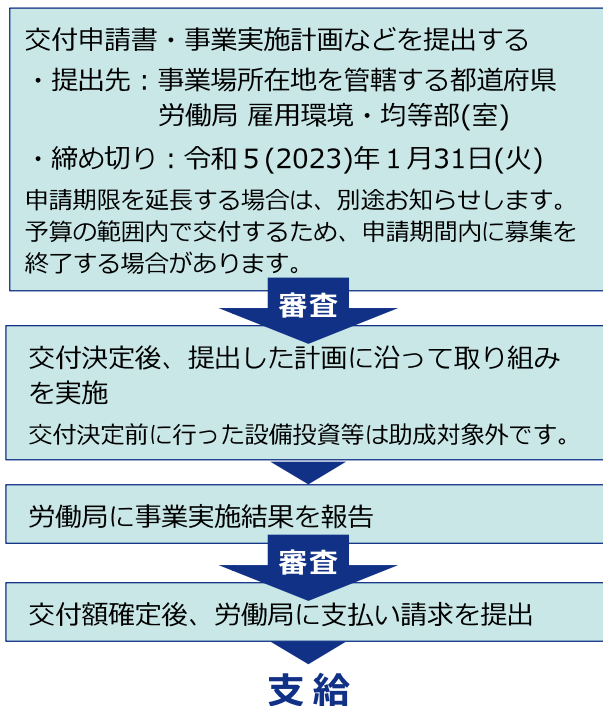
|     |   |
|-----|---|
| 助成額 | 最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率                            |
| 助成率 | 事業場内最低賃金により異なります。<br>920円未満：4 / 5<br>920円以上：3 / 4 |

## 助成対象

|                        |   |
|------------------------|---|
| A 生産向上等に資する設備投資等       | 機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など<br>※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充） |
| B 業務改善計画に計上された関連する経費※2 | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など   |

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ



## 助成額の上限

| 引き上げる労働者数 | 上限額   |
|-----------|-------|
| 1人        | 30万円  |
| 2人～3人     | 50万円  |
| 4人～6人     | 70万円  |
| 7人以上      | 100万円 |

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：  
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です